

ものづくりのためのリスクアセスメント導入支援のご案内

一般財団法人 電気安全環境研究所

■サービス内容

導入支援の形態は面談形式を基本としており、専用のテキストと関連資料を用いたご説明を中心に構成しております。自由なQ & Aを交えながら進めますが、所用時間としては2時間から3時間程度とお考えください。

実施場所につきましては、JET 電気製品安全センター（渋谷区代々木）へご来訪頂く、又はご希望の場所へ訪問させて頂く（別途出張費用を頂きます）、どちらでも対応が可能です。ご不明な点などございましたら、お気軽にお電話にてお問い合わせください。

（ご留意事項）

本サービスは、ものづくりを行う事業者において、リスクアセスメントを導入する際の支援を目的としております。従って、既に導入済みの事業者が、さらなる充実度や成熟度の向上を目的とした用途には適さない可能性がございます。予めご了解の上お申し込みください。

（ご参考）

リスクアセスメントは、経済産業省発行の関連文書において、製造物責任法（PL 法）との関係性が説明されています。日本において PL 法は 1995 年に施行されています。一方、世界に目を向けますと、欧州域内では CE マーキング対応の基本ステップとしてリスクアセスメントを実施することを求めています。北米地域ではリスクアセスメントを義務づける法規制は無いものの、PL 法の訴訟に備える目的で自主的に実施している企業があるようです。現在、世界経済は、新興国と言われる国々が続々と参加するグローバル化の時代を迎えており、その結果、PL 法の立法化の流れも世界各国に広がっています。このような状況に鑑みると、導入先の地域に依らず、リスクアセスメントを導入しておくことのメリットはありそうです。

また、リスクアセスメントは近年、ものづくりの基礎として様々な分野で取り入れられています。産業機械、計測器、医療機器やロボット、あるいは機能安全規格の関連などでも、リスクアセスメントの基本は変わりません。導入地域、分野を問わず、リスクアセスメントをキーワードに、当サービスを幅広くご活用頂けましたら幸いです。